

## PART 515—キューバ資産管理規則

## Subpart A—他の法律及び規則と、このパートとの関係

## § 515.101 他の法律及び規則と、このパートとの関係

- (a) このパートは、本チャプターのパート501を除く本チャプターの他のパート（このパートに適用される記録保管及び報告要求事項及び許可申請及びその他の手続き）とは別個のもので、かつ、独立したものである。許可又は認可であって、これらのパートの一つ又は法律の他の条項に含まれる又はこれらに基づいて発行されるいかなるものも、このパートにより禁止されている取引を認可するものではない。
- (b) 許可又は認可であって、このパートに含まれる又はこのパートに基づいて発行されるいかなるものも、対敵通商法（50 U.S.C. app. 5(b) [米国法第50編付則第5(b)]（改正版）、1961年改正の対外援助法（22 U.S.C. 2370 [米国法第22編 § 2370]）、又はこれらに基づいて発行された告示、指令、規則又は許可により禁止されている取引を認可するものとみなしてはならない。

[50 FR 27437, July 3, 1985, as amended at 62 FR 45106, Aug. 25, 1997]

## Subpart B—禁止事項

(省略)

## Subpart C—一般定義

(省略)

## § 515.337 禁止されているキューバ政府の当局者

~~本章でいうところにおいて、用語禁止されているキューバ政府の当局者は閣僚評議会議員及び革命軍の海軍将官を意味する。~~

本章でいうところにおいて、用語禁止されているキューバ政府の当局者は以下を意味する：

閣僚及び事務次官；  
 国家評議会議員及び閣僚評議会議員；  
 人民権力全国会議の議員とスタッフ；  
 州議会議員；  
 革命防衛委員会の地区委員；  
 すべてのキューバの省庁と州機関の長官、副長官及びそれ以上の役位の者；  
 内務省（MININT）のスタッフ；  
 防衛省（MINFAR）のスタッフ；  
 キューバ労働組合総同盟（CTC）及び構成組合の書記及び第一書記；  
 キューバ国営のメディア組織及び番組（新聞、テレビ及びラジオを含む）の編集長、編集者及び副編集長；又は  
 最高裁判所（Tribuno Supremo Nacional）の判事及びスタッフ。

[81 FR 71374, Oct. 17, 2016; 82 FR 52000, Nov. 9, 2017]

## Subpart D—解釈

(省略)

## Subpart E—輸出許可、認可及び輸出許可政策の説明

(省略)

§ 515.533 キューバへの米国からの輸出；キューバへの再輸出；キューバへの米国からの輸出；キューバへの再輸出；以前キューバに輸出又は再輸出された特定の品目の輸入及びサービス又は修理

(a) キューバ国内の当事者への米国からの輸出又はキューバ国内の当事者への第三国からの再輸出に通常付随するすべての取引は、以下を条件として認可される：

- (1) 輸出又は再輸出が、1979年改正の輸出管理法(50 U. S. C. 4601—4623) (輸出管理規則、15 CFR 730～774を参照のこと)の条項をもとに商務省により許可又は別途認可されていること；
- (2) その取引が、第三国にける米国自身が所有又は管理する企業とキューバの間の取引であって、米国とキューバ以外の国で製造された貨物のキューバへの輸出のためのものであること。
- (3) その取引が、凍結された銀行預金口座からの融資でないこと；並びに
- (4) 農産物（この定義が15 CFR 772で定められるもの）の場合、次の支払条件及び融資条件のみ用いることができる：

(i) 前金での現金支払い

本節でいうところの用語“前金での現金支払い”は、キューバの購入者への輸出品目の所有権及び管理が移転される前の支払いをいうものとする；又は

(ii) 第三国に所在する金融機関による融資（その金融機関は、指定された国民、米国市民、米国の永住権をもつ在留外国人、米国の法律のもとに組織された事業者若しくは米国内の司法権のもとに組織された事業者（当該事業者のすべての外国の支店を含む）でないことを条件とする）。そのような融資は米国金融機関によって確認又は助言されることができる。

(a) 項に対する注1：本項によって認可される取引には、特定の目的をもつ輸出又は再輸出の出荷に直接的に付随するすべての取引（例えば、キューバへの輸出の保険及び輸送）を含む。特定の目的をもつ輸出又は再輸出に関連のない取引（例えば、将来の（特定の目的をもたない）出荷を含む取引）については、それとは別にOFACによって輸出が許可されなければならない。本節に基づいて米国とキューバの間で品目の積荷を輸送する船舶について、§ 515.207に記載される米国の港へ入港の禁止事項の撤回については、§ 515.550を参照のこと。

(a) 項に対する注2：(a) (4) 項における制限事項は、農産物の輸出又は再輸出に対する支払条件及び融資条件にのみ適用され、また、2000年制定の通商制裁改革・輸出促進法により義務付けられている(22 U. S. C. 7207(b)(1))。(a) 項は、他の是認される輸出及び再輸出については、支払条件及び融資条件を制限しない。農業用品目又は農産物以外の品目の是認される輸出及び再輸出に融資を与える預貯金取扱金融機関に対する認可については、§ 515.584を参照のこと。

(a) 項に対する注3：本項により認可される米国からの輸出に通例的に付随する取引には、商務省による輸出許可又はその他の認可に基づいて第三国からキューバに輸出するための品目の米国への輸入を含む。

(a) 項に対する注4：特定の附随契約（商務省の輸出許可方針に沿って、米国からキューバに輸出される可能性がある品目又は第三国からキューバに再輸出される品目の販売のための附随契約を含む）を認可するジェネラルライセンスであって、当該附随契約の履行が商務省による以前の認可に対して明白に付随して行われる場合については、§ 515.534を参照のこと。

(b) 以前キューバに輸出された特定の品目の輸入；当該品目のサービス及び修理

~~(1)~~ 以前米国からキューバに輸出された品目又は第三国からキューバに輸出された品目の米国又は第三国への輸入に通例的に付随するすべての取引、並びにそれらの品目のサービス及び修理は、以下を条件として認可される：

(1) ~~(i)~~ その品目は、本節の(a) 項又は§ 515.559に基づいて以前キューバに輸出又は再輸出されたものであること；並びに

(2) ~~(i)~~ その品目は、次のいずれかのために米国又は第三国に輸入されているものであること。

(i) ~~(A)~~ それらがもとのキューバに輸出若しくは再輸出される前に、**それらを**その品目をサービス若しくは修理するため、又は

(i) ~~(B)~~ 米国若しくはは第三国に戻すため。

(b) 項に対する注：本項は、キューバへのあらゆる品目の輸出又は再輸出を容認するものではありません。サービス、修理、又は置き換えを行う品目のキューバへの輸出又は再輸出は、本節の (a) 項又は § 515. 559 に基づいて別途認可されなければなりません。

(c) 特定の品目の輸出又は再輸出に付随する渡航関連の取引に対するジェネラルライセンス

(1) § 515. 560 (c) で示される渡航関連取引及びキューバ国内での品目の市場調査、商業マーケティング、商談、携行による引渡し、設置、リース、サービス、又は修理の提供の商務省の輸出又は再輸出許可政策に沿った実施に直接的に付随する付加的な取引は、その渡航者の行動計画がその終日のスケジュールに見合った範囲を超える自由時間若しくはレクリエーションを含んでいない場合、認可される。

(2) § 515. 560 (c) で示される渡航関連取引並びに航空機及び船舶の一時的な寄港の円滑化に直接的に付随する付加的な取引であって、15 CFR 740. 15 (航空機、船舶及び宇宙空間用の飛しょう体) で是認されるもの又は米国とキューバ間の認可される渡航に関して商務省によるその他の認可に基づいて是認されるもの (米国の管轄権に服する者であって、船舶又は航空機に乗務して行う通常の作業及びサービスのために必要とされる者、並びに米国の管轄権に服する者であって、港内の船舶又は地上にある航空機へのサービスを提供するために必要とされる者による渡航関連の取引を含む) は認可される、ただし以下の場合に限る：

(i) 上記の渡航関連の取引は、認可された特定の一時的な滞在の期間及びその滞在に関連する彼らの任務の範囲に限定されること；及び

(ii) その航空機又は船舶は、個人 (その個人の米国とキューバ間の渡航が本章のいずれかの節 (本節の (c) (2) 項を除く) に基づいて是認される者) を輸送するものでなければならないこと。

(d) 特別の輸出許可

§ 515. 560 (c) で示される渡航関連取引を許可する特別の輸出許可並びにキューバへの品目の輸出及び再輸出に関連するその他の取引であって、そのような取引が本節の (c) 項のジェネラルライセンスが適用できない取引を許可する特別の輸出許可がケースバイケースで発効される場合がある。

[68 FR 14146, Mar. 24, 2003, as amended at 70 FR 9225, Feb. 25, 2005; 74 FR 46004, Sept. 8, 2009; 75 FR 10997, Mar. 10, 2010; 80 FR 2293, Jan. 16, 2015; 80 FR 56921, Sept. 21, 2015; 81 FR 4584, Jan. 27, 2016; 81 FR 13991, Mar. 16, 2016; 81 FR 71372, Oct. 17, 2016; 82 FR 52000, Nov. 9, 2017]

#### § 515. 545 情報及び情報資料に関連する取引

(a) 情報寺領の創作、普及、創作上又はその他の本質的な改変若しくは改良は是認される (上記の取引に関連するキューバ国民の雇用及びロイヤリティの送金又はその他の支払いを含む)。本節は上記の情報資料の普及に関連するマーケティングを是認するが、その他のマーケティング又はビジネスコンサルティングサービスについては是認しない。

(b) ジェネラルライセンス

(1) § 515. 560 (c) で示される渡航関連取引並びに § 515. 332 で定義される情報又は情報資料の輸出、輸入、又は伝送に直接的に付随する上記の付加的な取引は是認される (ただし、渡航者の活動スケジュールにその渡航者の行動計画がその終日のスケジュールに見合った範囲を超える自由時間若しくはレクリエーションを含んでいない場合に限る)。

(2) § 515. 560 (c) で示される渡航関連取引並びに情報又は情報資料の専門のメディア又は芸術作品に直接的に付随する輸出、輸入、又は伝送のための上記の付加的な取引 (キューバ国内における

メディア番組（例えば、映画及びテレビ番組）の撮影又は制作を含む）、音楽録音、並びに芸術作品の創作を含む）は是認される（ただし、その渡航者が上記の専門のメディア若しくは芸術作品に関連する分野において正規に雇用されたもの又はその分野において証明された専門的な経験を有しているものである場合、並びに渡航者の活動スケジュールにその渡航者の行動計画がその終日のスケジュールに見合った範囲を超える自由時間若しくはレクリエーションを含んでいない場合に限る）。

**(c) 規制される特定の直接的な金融取引**

この節におけるどの条文も § 515. 209で禁止されている直接的な金融取引を認可しない。

**(d) ~~(e)~~ 特別輸出許可**

§ 515. 560 (c) で示される渡航関連取引並びに情報及び情報資料に関連する上記のその他の取引であって、本節の (b) 項に基づくゼネラルライセンスが適用できないものを認可する特別輸出許可が、ケースバイケースで発行される可能性がある。

**§ 515. 545の注1：** 原稿、書籍、雑誌及び新聞の出版及びマーケティングに必要な取引並びに通常これらに付随する取引に関して、§ 515. 577を参照のこと。

**§ 515. 545の注2：** 情報資料であるとみなされるアートの種類に関する説明については、§ 515. 332 (a) (2) を参照のこと。

[54 FR 5234, Feb. 2, 1989, as amended at 60 FR 39257, Aug. 2, 1995; 64 FR 25813, May 13, 1999; 69 FR 75469, Dec. 17, 2004; 74 FR 46006, Sept. 8, 2009; 80 FR 2294, Jan. 16, 2015; 81 FR 4585, Jan. 27, 2016; 82 FR 52000, Nov. 9, 2017]

**§ 515. 578 特定のインターネットベースのサービスの輸出、再輸出、及び輸入；特定のソフトウェアの輸入**

(a) 本節の (b) 項で規定される場合を除いて、次の取引については是認される：

(1) 特定のインターネットベースのサービス

インターネット上の通信の交換に付随するサービス（例えば、インスタントメッセージ、チャット及び電子メール、ソーシャルネットワーキング、写真及び動画共有、ウェブ閲覧、ブログ、ウェブホスティング（観光旅行のプロモーション用でないものに限る）、及びドメイン登録サービス）の米国からの又は米国の司法権の対象者によるキューバへの直接的又は間接的な輸出又は再輸出。

(2) 特定の輸出及び再輸出に関連するサービス

本節の (a) (1) 項により又は § 515. 533により認可されない範囲において、サービス（ソフトウェア設計、ビジネスコンサルティング、及び情報技術管理サービス（クラウドストレージを含む）であって、以下の品目に関連するものを含む）の輸出若しくは再輸出、又はそのような品目を設置、修理若しくは交換するためのサービス、並びに当該品目の設置、修理、若しくは交換に関連する訓練の輸出若しくは再輸出：

(i) 輸出管理規則（15 CFR § 730から § 774）（EAR）対象品目

キューバに輸出又は再輸出された品目であって、15 CFR 740. 19（許可例外コンシューマ用通信機器（許可例外CCD））に基づくもの、15 CFR 740. 21 (d) (4)（許可例外キューバ人支援（許可例外SCP）の (d) (4) 項）に基づくもの、又はその他の民生用の通信機器（許可例外CCDの適用外のもの）若しくは許可例外SCPの (d) (4) 項の適用外のソフトウェアの開発に用いられる貨物若しくはソフトウェアの輸出に対して商務省により発行される個別輸出許可に基づくもの）：

(ii) 米国外を原産地とすること及び米国外に所在することからEARの対象とはならない品目

許可例外CCDで規定される種類の品目（もしその品目が米国内に所在した場合にEAR99に指定されるもの若しくはもしその品目がEARの対象であった場合に許可例外CCDで指定される関連のECCNの番号分類基準に合致するものに限る）又は許可例外SCPの(d)(4)項で規定される種類の品目（もしその品目が米国内に所在した場合にEAR99に指定されるもの若しくは商務省規制品リストで反テロリズム理由でのみ規制されるものに限る）；並びに

(iii) 15 CFR 734.3(b)(3)で規定されていることからEARの対象とならないソフトウェア

15 CFR 734.3(b)(3)で規定されることからEARの対象とならないソフトウェアであって、米国の司法権の対象者によりキューバに直接的又は間接的に輸出、再輸出、又は提供されるもの及び許可例外CCD若しくは許可例外SCPの(d)(4)項で規定される種類のもの。

(3) 以前キューバに輸出された特定の品目の米国への輸入

キューバから米国に直接的又は間接的に入国する個人による本節の(2)(i)項から(2)(iii)項で規定される品目の米国への輸入

(4) 広く一般市民が入手できる無償でのサービスの輸出、再輸出、又は提供

(i) 本節の(a)(1)項又は(a)(2)項で規定されるサービスの、米国からの又は米国の司法権の対象者による、§ 515.337で定める禁止されているキューバ政府当局者、若しくは§ 515.338で定める禁止されているキューバ共産党員に向けての直接的又は間接的な輸出又は再輸出（上記のサービスが使用者に対して無償で広く一般市民が入手できる場合に限る）。

(ii) キューバ政府により管轄若しくは管理されている組織又はキューバ共産党員に向けての米国からの又は米国の司法権の対象者による以下に該当するサービスの直接的又は間接的な輸出又は再輸出：

(A) 本節の(a)(1)項で規定されるサービス；及び

(B) 本節の(a)(2)項で規定されるサービス（使用者に対して無償で広く一般市民が入手できる場合に限る）。

**§ 515.578(a)の注1：**輸出管理規則(15 CFR part 730から774参照)の対象となる品目のキューバへの輸出又は再輸出は、商務省の別個の許可を必要とする場合がある。

**§ 515.578(a)の注2：**通信サービスの提供に関連する取引の認可については、§ 515.542を参照のこと。

(b) 本節は以下については是認しない：

(1) 当該サービスが§ 515.337で定められる禁止されているキューバ政府当局者若しくは§ 515.338で定められる禁止されているキューバ共産党員又はキューバ政府若しくはキューバ共産党により運営若しくは管理されている組織を対象としていることを知っている或いは知り得る状況におけるサービスの直接的又は間接的な輸出又は再輸出（本節の(a)(4)項で指定される場合を除く）。

(2) キューバへのすべての品目の直接的又は間接的な輸出。

**§ 515.578(b)(2)の注：**キューバへの品目（ソフトウェアを含む）の輸出又は再輸出に通例的に付随する取引に関連する提供については、§ 515.533及び§ 515.559を参照のこと。

(c) ライセンス及び市場での売買

米国の管轄権に服する者は、本節の(a)項で認可される役務に関連するライセンス契約を締結すること及び当該役務を市場で売買することが認可される。

(d) ソフトウェア

キューバ原産のソフトウェアの米国への輸入については認可される。

(e) モバイルアプリケーション

(1) キューバ原産のモバイルアプリケーションの米国への輸入は、認可される。

(e) (1) 項の注：本項は、第三国に所在する米国が所有又は管理する企業がキューバ原産の商品を認可された商業圏に輸入することについては認可しない。§ 515.559を参照のこと。

(2) モバイルアプリケーションを開発するためのキューバ国民の雇用は、認可される。

(f) 規制される特定の直接的な金融取引

(d) 項又は(e) 項におけるどの条文も § 515.209で禁止されている直接的な金融取引を認可しない。

(g) ~~(f)~~ 特別な輸出許可

その他のインターネットベースのサービスの輸出に対して特別な輸出許可がケースバイケースで発行される場合がある。

§ 515.578の注：キューバにおける物理的プレゼンス及びビジネスプレゼンスを特定の者に対して認可するゼネラルライセンスについては、§ 515.573を参照のこと。ビジネスプレゼンスに関連する認可については、以前は本節に含まれていた。特定の通信関連サービスの認可については、§ 515.542を参照のこと。

[80 FR 2300, Jan. 16, 2015, as amended at 80 FR 56925, Sept. 21, 2015; 81 FR 13994, Mar. 16, 2016; 82 FR 52004, Nov. 9, 2017]

**Subpart F— 報告**

(省略)

**Subpart G— 罰則**

(省略)

**Subpart H— 手続き**

(省略)

**Subpart I— 雑則**

(省略)